

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和三年二月二十六日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 目的

大幅な賃金引上げ及び全職種的大幅増員の実現等の件

三 日時

令和三年三月九日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員が争議行為を行う。

別表

労働組名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	小野 民外里	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合埼玉協 同病院支部	小野 民外里	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合生協歯 科診療所支部	小野 民外里	生協歯科診療 所	埼玉県さいたま市緑区東浦 和六―十六―一



合 東松山病院労働組	合 共立医療会労働組			同診療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合大井協 同診療所支部	虹の歯科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合あさか んとめ支部	埼玉県民主医療機 関労働組合老健さ んとめ支部	埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部
和田 一己	櫻井 聖				小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里
東松山病院	所 さくらこども とおとな診療	所 吹上共立診療	きたもと内科 クリニック	所 大井協同診療	科 あさか虹の歯	科 あさか虹の歯	老人保健施設 さんとめ	老人保健施設 さんとめ	所沢診療所
埼玉県東松山市大字大谷四 千百六十一二	埼玉県北本市栄七一一二 十七―百二	埼玉県鴻巣市吹上富士見三 一一―十九	埼玉県北本市中丸五―二十 三一―	埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一一―十五	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四―二	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四―二	埼玉県所沢市中富千六百十 七	埼玉県所沢市中富千六百十 七	埼玉県所沢市宮本町二―二 十三―三十四